

地区計画による行為制限等（下惣田地区）

		下惣田地区			
		商業地区	沿道利用地区	公共関連地区	一般住宅地区
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>・各地区における建築物の用途は用途地域の制限を受けるものに加え、以下に掲げる建築物は建築できないものとする。</p> <p>1 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く)</p> <p>2 工場(店舗内に付設の作業床面積合計 50 m²以内のもの及び自動車修理工場は除く)</p> <p>3 畜舎(10 m²を超えるもの)</p> <p>4 自動車教習所</p> <p>5 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p>			
		<p>1 ホテル、旅館</p> <p>2 畜舎(10 m²を超えるもの)</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p>	<p>1 専用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は兼用住宅</p> <p>2 店舗(ただし、公共施設に付属するものは除く)</p> <p>3 畜舎(10 m²を超えるもの)</p> <p>4 自動車教習所</p>	<p>1 学校、図書館、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>4 病院</p> <p>5 公衆浴場</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 自動車車庫(建築物に付属する自動車車庫は除く)</p> <p>8 店舗、飲食店の床面積の合計が 500 m²以上のもの</p> <p>9 事務所の床面積の合計が 500 m²以上のもの</p> <p>10 畜舎(10 m²を超えるもの)</p> <p>11 自動車教習所</p> <p>12 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>13 火薬、石油類などの危険物の貯蔵又は処理の量が非常に少ない施設</p>	
	建築物の敷地面積の最低限度	330 m ² (約 100 坪)	300 m ² (約 90 坪)	—	200 m ² (約 60 坪)
	壁面の位置の制限	<p>・道路境界より 1.5 m</p>	<p>・道路境界より 1.0m</p> <p>・その他敷地境界より 1.0m</p>	<p>・道路境界より 2.0m</p> <p>・その他敷地境界より 2.0m</p>	<p>・道路境界より 1.0m</p> <p>・その他敷地境界より 1.0m</p>
	<p>ただし、次に掲げるものはこの限りではない。</p> <p>・建築物に付属する門柱及び門袖、その他これらに類するもの</p> <p>・自動車車庫、物置これらに類するもので、軒高が 2.3m以下で、かつ、壁面後退線よりはみ出す当該部分の床面積の合計が 5 m²以内のもの。</p>				
建築物等の高さの最高限度	—	15m	—	12m	

		下惣田地区			
		商業地区	沿道利用地区	公共関連地区	一般住宅地区
建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根及び外壁は原色を避け、周辺環境に調和した落ち着いた色調とする。 屋外広告物等は、美観、風致を守るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根及び外壁は原色を避け、周辺環境に調和した落ち着いた色調とする。 屋外広告物等は、自己の用に供し、美観、風致を守るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根及び外壁は原色を避け、周辺環境に調和した落ち着いた色調とする。 屋外広告物等は、自己の用に供し、美観、風致を守るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根及び外壁は原色を避け、周辺環境に調和した落ち着いた色調とする。 屋外広告物等は、自己の用に供し、美観、風致を守るものとする。 広告板の表示面積は概ね 0.5 m²以下とする。
	かき又はさくの構造の制限	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び敷地境界に設けるかき又はさくについては、生け垣とする。 生け垣については、特に高さの制限はしない。 生け垣とフェンスの併用については、フェンスが透視可能であれば、フェンスの位置は、生け垣内・外側のどちらに設置してもよいものとする。 土留擁壁、植栽柵等については、地盤面からの高さを 60 cm以下とし、コンクリート造及びコンクリートブロック造とする場合は、化粧を施すものとする。 門柱、門袖の組み合わせについては、門袖の高さを地盤面から 1.3m以下、門柱から門袖までの長さを 1.5m以下とする。(商業地区は除く) 			

【区域図】

